令和4年度「学校いじめ防止基本方針」概要

可児市立東可児中学校

I いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 基本姿勢

- ①いじめられた子どももいじめた子どもも、そして周りにいた子どもたちも、どの子も未来の可能性を持つ 大切な可児市の子どもです。いじめに関わったすべての子どもたちをケアし、成長を支援します。
- ②いじめがあることは誰よりも子どもたち自身が知っており、子どもたちにはいじめを止めさせる力があります。そのことを可児市中の大人が見守り、応援しているというメッセージを、子どもたちに届け続けます。

2 基本方針の検証及び見直し

学校いじめ防止基本方針に基づいたいじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その目標の達成状況について学校評価において評価する。学校評価の結果の分析等を踏まえ、この基本方針について、検証と必要に応じた見直しを図る。

Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容

1 いじめの防止にむけた学校の取組

(1) いじめに向かわない態度・能力の育成

互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。

- ① 生徒自らがいじめについて主体的に考えいじめ防止を訴える活動の推進
- ② 「特別の教科 道徳」を要とする教育活動全体を通した道徳教育の推進
- ③ 本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進
- ④ 人権感覚、人権に対する意識を高める「ひびきあい活動」の充実
- ⑤ 心理教育からの認知や表現力の育成
- ⑥ SOSの出し方に関する教育の実施

(2)情報モラル研修の実施

インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処する態度を養う。

- ① 生徒に対する情報モラル講座の実施
- ② ネットトラブルへの対処法と学校の方針、家庭の役割を明記した資料の配布
- ③ 教職員に対する情報モラルの校内研修の実施
- ④ 保護者を対象とした研修会、講演会の実施
- (3) 一人一人が参加し活躍できる、分かる授業づくり

授業が分からないことがストレスとならないよう、分かる授業づくりをする。

- ① 何を学ぶのか明確になる「課題」を明示する。
- ② どのように学ぶのか見通しをもち主体的に学ぶ「学習過程」を工夫する。
- ③ 学習の成果を生徒自らが明確にする「自己評価」の時間を設定する。

(4) いじめ対策委員会の設置

- ① いじめ対策委員会のメンバー
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・教育相談担当 ・養護教諭 ・特支主任
 - ・各学年主任 ・当該生徒の担任 ・スクールカウンセラー

※必要に応じて、関係する学級担任、部活動顧問を加える。

また、ソーシャルスクールワーカー、弁護士、市教育委員会担当者の助言を得る。

- ② いじめ対策委員会の役割
 - ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - 教職員の共通理解と意識啓発
 - ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - 発見されたいじめ事案への対応
 - ・重大事態への対応(市教委、市いじめ防止委員会との連携)
 - ・一定期間(最低3か月は見守り、面接を実施する)終了後の検証と見直し

2 いじめの早期発見に関わる学校の取組

- (1) 通報及び相談を受付けるための体制の整備
- ① いじめを早期発見するための職員研修
 - ○県教育委員会の教師向け指導資料やチェックリストの活用

③ アンケート等による定期的な調査

○QUアンケート、生活アンケート (5年保存) 等の実施と毎月の「不登校調査」の分析

- ④ 教育相談の実施
 - ○全校生徒が担任、関係職員(スクールカウンセラー、相談担当)等と相談する時間や場の確保
- ⑤ 情報収集の工夫
 - ○生活記録ノート、学級執行部ノートによる情報収集と、定例の職員打合せ等による情報共有
- ⑥ いじめの実態把握、取組状況の把握(背後にある事情を調査等して、いじめ対策委員会で判断する)
- ⑦ 特にいじめが把握しづらい場面の対応
 - ○部活動での人間関係の把握

(2) 学校相互間の連携協力体制

- ① 校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有
- ② 生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有
- ③ いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

3 学校におけるいじめへの対処

- (1) 問題の解決に向けた取組
- ① 組織的対応 いじめ対策委員会の設置

○最優先課題として必ず24時間以内にいじめ対策委員会を開く。

- ② 解決に向けた生徒への支援
- ③ 保護者への適切な説明と支援
- ④ 学級、部活動、学年全体及び学校全体への働きかけ
- ⑤ 外部機関の積極的な活用
- (2) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備
 - ネットパトロールの活用及びネット上の不適切な書き込み等についての削除措置
- (3) 重大事態への対応(調査・措置)※重大事態に係る調査は、教育委員会が主体となり行う。

4 いじめの「解消」と当事者へのケア(見守り)・・・・継続的な指導(3か月以上)

- 安心して生活、学習ができる環境の確保
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- 教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の協力
- 折に触れて必要な指導・支援を行う。保護者との連携を図りながら見届ける。

5 地域や家庭との連携

- ① 学校いじめ基本方針について、学校のホームページに掲載し、いじめ防止等の取組について、地域や家庭と緊密な連携協力を図る。
- ② 学校評議員会において、意見聴取を行い、地域と連携した対策を推進する。

6 保護者の役割

- ① 日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- ② いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- ③ いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断しない。同時に、子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気を持つことや、学校に相談することなどを助言するように努める。
- ④ いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声かけるように努めるとともに、学校への情報提供をするように心がける。
- ⑤ 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスだと捉え、被害生徒とその保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心がける。
- ⑥ 子どもがいじめを受けた場合は、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越 えることができるよう支援する。
- ⑦ 日頃から、スマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭での約束作りに努める。